

助成金の交付申請から振り込みまで

1

助成金の交付申請
＜工事完了時＞



排水設備（改造）工事の完了後、**「工事完了兼使用開始届」**の届出と併せて、**「助成金交付申請書」**を町へ提出して下さい。



2

町の検査
(**決定通知書**交付)



完了届を確認後、設置した排水設備が法令等の規定に適合するか、町の検査を受けます。
検査に合格すると**「検査済証」**と併せて、**「助成金交付決定通知書」**を交付します。



3

助成金の振り込み



ご希望の口座に、助成金を振り込みます。